

# 1 所得税法

## ①所得税最高税率引上（所法55①）

(改正前)		(改正後)	
課税標準	税率	課税標準	税率
1200万円以下	6%	1200万円以下	6%
1200～4600万円	15%	1200～4600万円	15%
4600～8800万円	24%	4600～8800万円	24%
8800～1億5千万円	35%	8800～1億5千万円	35%
1億5千万～超過	38%	1億5千万～超過	38%
		5億～超過	40%

(修正理由) 高所得者に対する課税強化

## ②配偶者等譲渡所得税繰越課税制度補完（所法97の2）

(改正前)	(改正後)
<p>■ 配偶者等の贈与資産に対する譲渡所得税繰越課税</p> <ul style="list-style-type: none"><li>適用要件 配偶者・直系尊卑属が贈与を受けた土地などを5年以内譲渡</li><li>適用方法 贈与者の取得価額を承継して譲渡税課税 贈与税は必要経費に算入</li><li>適用排除 収用等で譲渡時繰越課税適用で一世代一住宅非課税譲与時 贈与した配偶者の死亡</li></ul> <p>(新設)</p>	<p>■ 繰越課税比較課税導入 (筆者注) 比較とは譲渡と贈与の比較をいいます。</p> <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>適用排除事由追加</li></ul> <p>繰越課税を適用した譲渡税額が未適用譲渡税額より小さい場合</p>

(修正理由) 制度合理化

(施行時期) 2017.07.01以後譲渡する分から施行

### ③上場株式課税対象大株主範囲拡大（所令157④）

(改正前)	(改正後)
<p>■上場株式課税対象大株主</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有価証券市場 （持分率、種目別保有額） （現行）1%、25億<del>円</del> →（2018.4月から）1%、15億<del>円</del></li><li>・コスダック市場 （持分率、種目別保有額） （現行）2%、20億<del>円</del> →（2018.4月から）2%、15億<del>円</del></li></ul>	<p>■大株主範囲拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有価証券市場 （持分率、種目別保有額） （現行）1%、25億<del>円</del> →（2018.4月から）1%、15億<del>円</del> （2020.4月から）1%、10億<del>円</del></li><li>・コスダック市場 （持分率、種目別保有額） （現行）2%、20億<del>円</del> →（2018.4月から）2%、15億<del>円</del> （2020.4月から）2%、10億<del>円</del></li></ul>

（修正理由）課税対象者範囲の段階的拡大

（施行時期）2018.04.01（2020.04.01）以後譲渡する分から施行